

(参考資料)

1 倶知安町地域福祉計画策定委員会及び専門懇話会開催状況

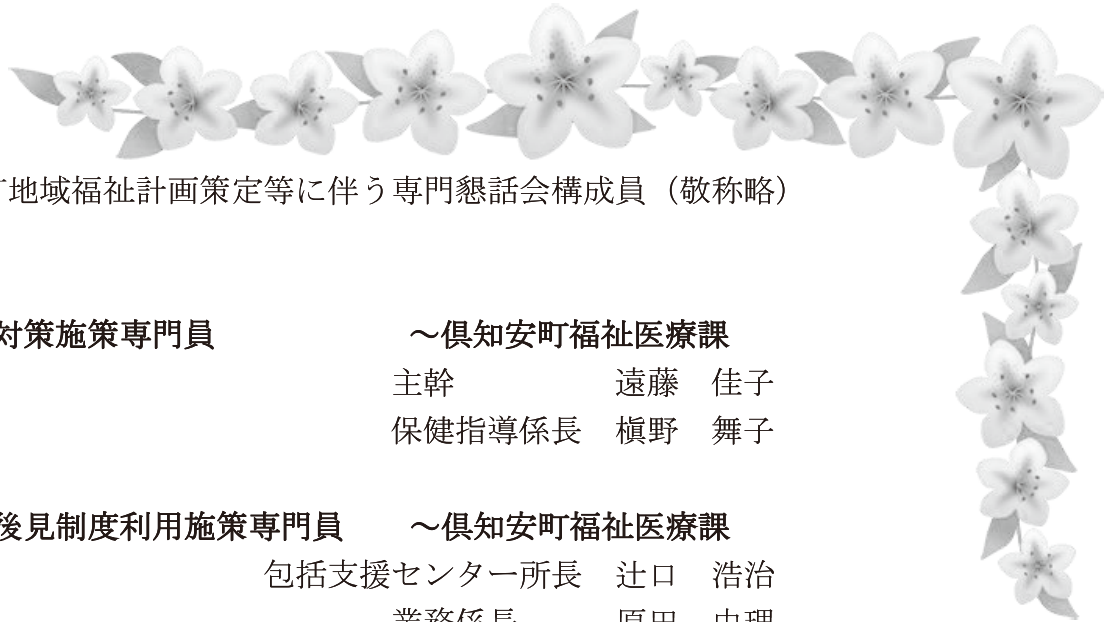
年月日	項目	概要
令和3年 4月22日	打ち合わせ会	計画骨子案、支えるアンケート調査 策定委員推薦団体
5月26日	2021年第1回地域福祉専門懇話会	計画の名称、各計画の章立て、アンケート案及び実施の確認
6月 9日	アンケート発送	アンケートの発送業務
7月 1日	第1回策定委員会	委嘱状交付、策定のイメージ概要
7月 9日	アンケート締切り	返信アンケートの回収及び整理・データ化作業
8月27日	2021年第2回地域福祉専門懇話会	各章立策定計画書における過去データの収集内容と今後の内容確認
9月16日	2021年第3回地域福祉専門懇話会	アンケートの集計、第2回でのデータの持寄りと策定の原案
9月27日	第2回策定委員会	策定原案の提示、意見収集
11月18日	2021年第4回地域福祉専門懇話会	策定案の精査、調整
12月 1日	担当者等のヒアリング	・自殺対策計画素案 ・成年後見制度利用促進基本計画素案
12月 2日	担当者等のヒアリング	・生活困窮者自立支援計画素案 ・地域福祉実践計画素案
12月13日	2021年第5回地域福祉専門懇話会	個別計画策定素案の精査、修正調整
12月22日	第3回策定委員会	策定案の提示、意見収集
令和4年 1月12日 及び13日	各担当者ヒアリング	・地域福祉計画素案 ・地域福祉実践計画素案
1月25日	2022年第6回地域福祉専門懇話会	最終策定案の精査、調整
2月28日	第4回策定委員会	策定案の提示、意見収集
3月24日	第5回策定委員会	最終計画書案の提示
3月25日	2022年第7回地域福祉専門懇話会	最終調整、印刷製本

2 俱知安町地域福祉計画策定委員及び専門懇話会委員

俱知安町地域福祉計画策定委員・地域福祉実践計画策定委員名簿（敬称略）

	規程第3条各号	氏 名	所 属
1	第1号 (民生委員児童委員)	安 達 進	俱知安町民生委員児童委員協議会会長
2		森 口 啓 子	俱知安町民生委員児童委員協議会副会長
3	第2号 (社会福祉協議会)	廣 瀬 文 夫	俱知安町社会福祉協議会理事
4		小 林 正 樹	俱知安町社会福祉協議会理事
5	第3号 (町内会連合会)	◎ 佐 藤 裕	俱知安町町内会連合会会長
6		大河原 哲 朗	俱知安町町内会連合会副会長
7	第4号 (NPO 法人)	安 藤 敏 浩	しりべし地域サポートセンター代表理事
8	第5号 (福祉関係団体)	瀧 上 雅 也	黒松内つくし園 俱知安地区課長
9		追 立 正 夫	俱知安福祉会理事長
10		藤 沢 尚 樹	愛和福祉会愛和の里所長
11	第6号 (自殺対策関係機関)	角 谷 里 佳	俱知安保健所健康推進課長
12	第7号 (生活困窮者関係機関)	吉 村 寿 人	くらし・しごと相談処しりべし統括責任者
13	第8号 (学識経験者)	横 山 禎 子	ボランティア実践者
14		富士池 勇	保護司
15		○ 今紺谷 洋 子	共同募金会役員

◎ 委員長 ○副委員長



俱知安町地域福祉計画策定等に伴う専門懇話会構成員（敬称略）

(1) 自殺対策施策専門員

～俱知安町福祉医療課

主幹 遠藤 佳子
保健指導係長 榎野 舞子

(2) 成年後見制度利用施策専門員

～俱知安町福祉医療課

包括支援センター所長 辻口 浩治
業務係長 原田 由理
高齢者支援係長 阿部 由利子

(3) 生活困窮者自立支援施策専門員

～俱知安町社会福祉協議会

総務係長 森 敏弘

～俱知安町福祉医療課

社会福祉係主事 駒形 有香

～NPO法人くらし・しごと相談処しりべし

統括責任者 吉村 寿人
相談員 平尾 健太郎

(4) 地域福祉実践施策専門員

～俱知安町社会福祉協議会

総務係長 森 敏弘

デイサービス係長 森下 将也

地域推進係長 大和田 亮

主事 大西 健治

(5) 地域福祉計画総括/アドバイザー ～俱知安町福祉医療課

課長 坂本 孝範

～俱知安町こども未来課

課長 上木 直道

こども支援係長 富永 久子

(6) 地域福祉リーディングプラン企画/調査・編集

～俱知安町社会福祉協議会

事務局長 初山 真一郎

主事 小宮 優加里

3 俱知安町地域福祉計画委員会設置規程及び俱知安町地域福祉実践計画委員会設置規程等

俱知安町地域福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、俱知安町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び進行管理を行うため、俱知安町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉計画、地域福祉実践計画、自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援計画に関すること
- (2) 前号に掲げる計画の進行管理及び見直しに関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める員数の範囲内で俱知安町長が任命する。

- (1) 俱知安町民生児童委員協議会 2人以内
- (2) 俱知安町社会福祉協議会 2人以内
- (3) 俱知安町町内会連合会 2人以内
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（同法別表第1号に掲げる保健、医療又は福祉の推進を図る活動を行っている法人であって、俱知安町内に主たる事務所を置くものに限る。） 2人以内
- (5) 福祉関係団体 3人以内
- (6) 自殺対策関係機関
- (7) 生活困窮者自立支援関係機関
- (8) 学識経験者

3 委員の任期は、当該地域福祉計画に関する報告が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長の職をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門懇話会)

第6条 第2条に掲げる所掌事項の事前調査及び検討を行うため、専門懇話会を置くことができる。

2 専門懇話会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉医療課で処理する

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

俱知安町地域福祉実践計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、俱知安町地域福祉実践計画（以下「地域福祉実践計画」という。）の策定及び進行管理を行うため、俱知安町地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉計画、地域福祉実践計画、自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援計画に関すること
- (2) 前号に掲げる計画の進行管理及び見直しに関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める員数の範囲内で社会福祉協議会会長が任命する。

- (1) 俱知安町民生児童委員協議会 2人以内
- (2) 俱知安町社会福祉協議会 3人以内
- (3) 俱知安町町内会連合会 2人以内
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（同法別表第1号に掲げる保健、医療又は福祉の推進を図る活動を行っている法人であって、俱知安町内に主たる事務所を置くものに限る。） 2人以内
- (5) 福祉関係団体 2人以内
- (6) 自殺対策関係機関
- (7) 生活困窮者自立支援関係機関
- (8) 学識経験者

3 委員の任期は、当該地域福祉計画に関する報告が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長の職をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門懇話会)

第6条 第2条に掲げる所掌事項の事前調査及び検討を行うため、専門懇話会を置くことができる。

2 専門懇話会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉法人俱知安町社会福祉協議会で処理する

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

俱知安町地域福祉計画策定等に伴う専門懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、俱知安町地域福祉計画に盛り込む自殺対策、成年後見制度利用促進施策、生活困窮者自立支援方策及び地域福祉実践計画について広く関係者の意見を聴取することを目的に専門懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、俱知安町地域福祉計画の策定に伴い、同計画の適切な部分に次に掲げる施策を位置づけるために、適宜開催する。

- (1) 自殺対策
- (2) 成年後見制度利用促進施策
- (3) 生活困窮者自立支援方策
- (4) 地域福祉実践計画

(構成)

第3条 懇話会は、前条第1号から第4号までの俱知安町地域福祉計画策定に関係する機関、団体及び個人をもって充てる。

2 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）のうちから座長及び副座長を置くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、俱知安町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が構成員に出席を求めることにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 会長は、予算の範囲内において、謝礼金など構成員が懇話会に出席したことに対しする費用を支払うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、俱知安町社会福祉協議会で処理する

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。